

一便運送約款(2019年6月1日関自貨第61号)

<p>第一章 総則</p> <p>(事業の種類) 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。</p> <p>2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。</p> <p>3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。</p> <p>4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業にて取り扱うアローバー便に関する契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については、法令又は一般的慣習によります。</p> <p>2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。</p>	<p>(外装表示)</p> <p>第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要ないとして認めた事項については、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所 二 品名 三 個数 四 その他運送の取扱いに必要な事項 <p>2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。</p> <p>(危険品についての特則)</p> <p>第十三条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な輸送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。</p> <p>(連絡運輸又は利用運送)</p> <p>第十四条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。</p>
<p>第二章 運送業務等</p> <p>第一節 通則</p> <p>(受付日時)</p> <p>第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。</p> <p>2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。</p> <p>第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>(引渡し期間)</p> <p>第五条 当店の貨物の引渡し期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日 二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。 三 集配期間 集荷及び配達をする場合にあっては各一日 2 前項の規定による引渡し期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延長とします。 	<p>第二節 引受け</p> <p>(貨物の種類及び性質の確認)</p> <p>第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。</p> <p>2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに対する疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。</p> <p>3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知をしたところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。</p> <p>4 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知をしたところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。</p> <p>(引受け拒絶)</p> <p>第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、原則として運送を引き受けません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申込運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。 2 申込者が、前項第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。 三 当該運送に適する設備がないとき。 四 当該運送に關し、申込者から特別の負担を求められたとき。 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。 六 貨物が次に掲げるものであるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ア 個人情報を含む貨物 イ 特殊な管理を要する貨物 <ul style="list-style-type: none"> ・動物、魚類などの生動物 ・活魚、生肉などの腐敗変質しやすいもの ・不潔な物品など他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるもの ・原稿、原図、受験票などの再生、再発行不能なもの ウ 当店が特に定めて表示したもの 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。 八 当該運送に関し、貨物の品目金の取立てを求められたとき。 <p>(送り状等)</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第二十九条第二項において同じ。)が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数 2 集荷先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。） 三 運送の種別 四 運賃、料金（第三十一条に規定する積込料及び取卸料、第三十二条に規定する待機時間料、第五十八条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他支払に関する事項 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに郵便番号・住所及び電話番号 六 高価品については、貨物の種類及び価額 七 貨物の特別な方法による積み又は取扱しを委託するときは、その旨 八 第五十五条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨 九 運送保険に付することを委託するときは、その旨 十 その他その貨物の運送に關し必要な事項 <p>2 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。</p> <p>3 荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。</p> <p>(高価品及び貴重品)</p> <p>第九条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品 二 美術品及び骨董品 三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物 2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。 3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。 <p>(運送の種別等不明の場合)</p> <p>第十条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の種別その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。</p> <p>(荷造り)</p> <p>第十一條 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の種別等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。</p> <p>2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。</p> <p>3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えない認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不</p>